［号を削る。］

五十九　主務省令第四十七条第一項第五号に掲げる事務　同号ロに掲げる情報（同号の申請を行う者及び当該者が属する世帯の生計を主として維持する者のうち第一号被保険者の配偶者若しくは第一号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者に係る情報を除く。）

［号を削る。］

六十　主務省令第四十七条第一項第六号に掲げる事務　同号ロに掲げる情報（同号の申請を行う者及び当該者と同一の世帯に属する者のうち第一号被保険者の配偶者若しくは第一号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者に係る情報を除く。）

［号を削る。］

六十一　主務省令第四十七条第一項第七号に掲げる事務　同号ロに掲げる情報（同号の保険料滞納者及び当該保険料滞納者が属する世帯の生計を主として維持する者のうち第一号被保険者の配偶者若しくは第一号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者に係る情報を除く。）

［号を削る。］

六十二　主務省令第四十七条第一項第八号に掲げる事務　同号ロに掲げる情報（同号の保険料滞納者及び当該保険料滞納者が属する世帯の生計を主として維持する者のうち第一号被保険者の配偶者若しくは第一号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者に係る情報を除く。）

［号を削る。］

六十三　主務省令第四十七条第一項第九号に掲げる事務　同号ロに掲げる情報（同号の保険料滞納者及び当該保険料滞納者が属する世帯の生計を主として維持する者のうち第一号被保険者の配偶者若しくは第一号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者に係る情報を除く。）

［号を削る。］

六十四　主務省令第四十七条第一項第十号に掲げる事務　同号ロに掲げる情報（同号の保険料滞納者及び当該保険料滞納者が属する世帯の生計を主として維持する者のうち第一号被保険者の配偶者若しくは第一号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者に係る情報を除く。）

［号を削る。］

六十五　主務省令第四十七条第一項第十一号に掲げる事務　同号ロに掲げる情報（同号の保険料滞納者及び当該保険料滞納者が属する世帯の生計を主として維持する者のうち第一号被保険者の配偶者若しくは第一号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者に係る情報を除く。）

［号を削る。］

六十六　主務省令第四十七条第一項第十二号に掲げる事務　同号ロに掲げる情報（同号の保険料滞納者及び当該保険料滞納者が属する世帯の生計を主として維持する者のうち第一号被保険者の配偶者若しくは第一号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者に係る情報を除く。）

［号を削る。］

六十七　主務省令第四十七条第一項第十三号に掲げる事務　同号ロに掲げる情報（同号の保険料滞納者及び当該保険料滞納者が属する世帯の生計を主として維持する者のうち第一号被保険者の配偶者若しくは第一号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者に係る情報を除く。）

［号を削る。］

六十八　主務省令第四十七条第一項第十四号に掲げる事務　同号ロに掲げる情報（同号の確認に係る被保険者及び要介護被保険者を現に介護する者その他個々の事業の対象者として市町村が認める者又は当該者と同一の世帯に属する者のうち第一号被保険者の配偶者若しくは第一号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者に係る情報を除く。）

［号を削る。］

六十九　主務省令第四十七条第一項第十四号に掲げる事務　同号ロに掲げる情報（同号の確認に係る被保険者及び要介護被保険者を現に介護する者その他個々の事業の対象者として市町村が認める者又は当該者と同一の世帯に属する者のうち第一号被保険者の配偶者若しくは第一号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者に係る情報を除く。）

［号を削る。］

七十　主務省令第四十七条第一項第十五号に掲げる事務　同号ロに掲げる情報（同号の確認に係る被保険者及び要介護被保険者を現に介護する者その他個々の事業の対象者として市町村が認める者又は当該者と同一の世帯に属する者のうち第一号被保険者の配偶者若しくは第一号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者に係る情報を除く。）